

令和8年度
乳児等通園支援事業
(こども誰でも通園制度)

利用のしおり

常滑市立瀬木保育園
常滑市立三和西保育園
常滑市こども保育課

令和8年2月20日作成
令和8年6月18日一部改訂

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

対象者

保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満（3歳の誕生日の前々日）のこどもが対象となります。

※保育所等

認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所（家庭的保育事業、小規模保育事業・事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）、企業主導型保育施設

実施施設

施設名	住所	電話番号	対象年齢※
常滑市立 瀬木保育園	常滑市瀬木町 2-94	0569-35-2645	0歳児～2歳児
常滑市立 三和西保育園	常滑市小倉町 8-110	0569-42-0769	0歳児(0歳6か月～) (状況により対象年齢拡大)

※対象年齢は4/1時点の年齢となります。

利用時間の上限

こども1人あたり 月10時間

※各月の上限であり、未利用時間があっても翌月以降に繰り越すことはできません。

※複数の施設を利用する場合でも、合計10時間が上限です。

1 回あたりの利用時間

8：30～11：00（2.5 時間/回）

※月 4 回まで

※土日祝日、お盆、年末年始を除く

※この利用時間が固定となります。2.5 時間より短い時間で利用予約を申請した場合や、登園時間が遅くなったり、お迎えが早くなったりしても、月 10 時間の上限から 2.5 時間が消費されます。

※給食の提供はありません。

保育体制

曜日によって、こどもの受入れ年齢・人数を設定しています。保育園に入所している園児との合同保育となります。

○瀬木保育園

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
年齢	2 歳児	2 歳児	0 歳児	1 歳児	1 歳児
受入可能人数(上限)	5 人	5 人	3 人	5 人	5 人

○三和西保育園

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
年齢	—	—	—	—	0 歳児
受入可能人数(上限)	—	—	—	—	3 人

利用料

1回（2.5時間）750円 [こども1人1時間あたり300円を基準]

※利用した月の最終日に回数分をまとめて、実施施設へお支払いください。

[例] 6月に2回（2.5時間×2回）利用 → 1,500円を最終日に支払い

※遅刻・早退した場合でも1回分の利用料がかかります。

※2.5時間より短い時間で利用申請した場合でも1回分の利用料がかかります。

[注] 2.5時間より短い時間で利用予約を申請した場合、こども誰でも通園制度総合支援システムからの通知では利用料が少なく表示されることがありますが、1回分の利用料（750円）でお支払いいただきます。

※お迎えが利用終了時刻を15分以上超えた場合は1時間の超過料金をお支払いいただきます。

※正当な理由なく利用料をお支払いいただけない場合、次回以降の利用をお断りさせていただく場合があります。

こどもの送迎について

- 事故防止のため、原則として保護者の責任で実施施設まで送迎してください。
- 欠席や都合で遅くなる時は、実施施設へ連絡してください。
- 不審者対策のため、引き取りカードに記入された方によるお迎えをお願いします。引き取りカードに記入のない方によるお迎えの場合は事前に連絡してください。（引き取りカードは初回面談時に記入していただきます。）
- 8:30～11:00の利用時間をお守りください。
- 交通安全には特に注意してください。自家用車で送迎する場合には、チャイルドシートの着用をお願いします。
- 駐車場が混み合いますので、マナーを守り譲り合いにご協力ください。
- 送迎時に自家用車から離れるときは、
 - ・ 必ずエンジンを切ってください。
 - ・ こどもだけを車内に残さないでください。
 - ・ 貴重品を絶対置かず、必ず施錠をしてください。

災害等の発生時における登降園について

■ 台風等のこどもの登降園について

- 登園前に暴風警報・暴風雪警報（常滑市）が発令されている場合、
 - ・ 午前6時30分までに解除された場合は、受入れを実施します。
 - ・ 午前6時30分現在、警報が発令されている場合は、受入れを休止します。
- 利用時間中に暴風警報・暴風雪警報が発令された場合、その時点で保育を中止しますので、できる限り早くお迎えに来てください。
- 登園後にその他の警報（レベル3大雨警報、レベル4大雨危険警報、大雪警報など）が発令された場合、または万一火災、地震などによる災害あった場合は、その状況に応じて保育を中止することがあります。登園後に保育が中止となる場合は直ちにお迎えに来てください。
- 特別警報が発令された場合は、保育は中止となります。登園後に発令された場合は直ちにお迎えに来てください。

■ 大規模な地震などが発生した場合の登降園について

- 震度5以上の地震発生時

在園中	保育を中止し、お迎えの保護者を実施施設の「保護者引き渡し名簿」にチェックし、確認したうえで引き渡します。
在宅中	保育を中止します。

- 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合
 - ・ 発表された情報の内容によって、保育の打ち切りや中止する場合があります。

※災害等により、保育の打ち切りや中止となった場合でも、振替利用はありません。

服装

- 特に決まりはありませんが、動きやすい服装で脱ぎ着のしやすいものにしてください。
- 靴は足に合った動きやすく履きやすいものにしてください。

持ち物

▼毎回必要なもの

名称	必要数	備考
手拭きタオル	2	ハンドタオルの端にひもを付けてください。手を洗った後、手を拭きます。
おしぼり	1	おやつ時、汚れた口や手を拭きます ※ハンカチタオルは小さいので不可
エプロン	1	おやつ時に使用します。
ビニール袋	2	汚れたものを入れます。
おむつ	必要分	
おしり拭き	必要分	

▼随時おいておくもの（定期的にご利用予定のある方）

名称	必要数	備考
帽子（あごにゴムひもを付ける）	1	外遊びで使います。
着替え シャツ、T シャツ、 パンツ、ズボン等	1組	遊んで汚れたときに着替えます。
体温計（脇下用）	1	こどもの体温を計測していただきます。

※全ての持ち物のよく見える場所にはっきりと名前を記入してください。

※施設に来たら、必ずこどもの検温をしてください。

※手拭きタオル、エプロン、ビニール袋などを決められた場所にかけてください。

健康管理

- 朝の体温が 37.5℃以上の場合は、原則としてお預かりできません。（平熱と機嫌、食欲なども考慮します。）
- 熱がなくても元気がなく顔色が悪いとき、身体に異常（下痢・嘔吐・咳など）が見られるときは、保育中に症状が進行することや感染の心配もありますので、登園を見合わせてください。
- 感染症にかかったときは、必ず医師の許可をもらってから登園してください。
- 薬を飲ませることは医療行為にあたります。保育士は医療行為をできないため、薬を取り扱うことはできません。（エピペン®の使用は除く）
- 食物アレルギー、その他アレルギーが心配な人は事前に施設で相談をしてください。

予防すべき感染症及び出席停止の期間の基準

感染症（学校保健安全法施行規則第18条に基づく）	
第1種	
感染症予防法の一類感染症と二類感染症（まれだが重大な病気）	エボラ出血熱、クリミヤ・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ
第2種	
放置すれば学校や園で流行が広がってしまう可能性がある飛沫感染する感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、新型コロナウイルス感染症、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	
飛沫感染が主体ではないが、放置すれば集団感染の可能性がある感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 その他の伝染病（条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる伝染病） 〔手足口病、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑（りんご病）、溶連菌感染症、伝染性膿痂疹（とびひ）、ウイルス性肝炎、マイコプラズマ感染症、感染症胃腸炎（ロタウイルス、ノロウイルス）など〕

こどもに多い感染症の種類	お休み期間の目安
麻しん（はしか）	解熱後3日間
風しん（三日ばしか）	発疹が消えるまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫れが消え、かつ全身状態が良くなるまで
インフルエンザ	発症後5日間かつ解熱した後3日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症後5日経過かつ症状軽快後24時間を経過するまで
伝染性膿痂疹（とびひ）	かさぶたとなり、すべてが乾燥するまで
流行性角結膜炎（はやりめ）	急性症状が消えるまで（1～2週間）
ヘルパンギーナ（夏かぜ）	症状が軽快するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消えてから2日間
溶連菌感染症	治療を始めて2日間

※あくまでも参考例です。主治医の指示に従ってください。

災害補償

当事業実施にあたり、万一の場合に備えて、利用されるこどもを対象とした災害補償を準備しています。

【災害補償の対象】

こども誰でも通園制度を利用するこどもが、施設の管理下中に被った傷害により死亡・後遺障害、入院、通院された場合に補償します。掛け金は市が負担します。

その他

- 無断キャンセルや送迎に遅れて来られることが続いたとき、また予約のキャンセルや変更が過度に繰り返されたときは、当事業の利用のお断りや利用登録の取消しをする場合があります。
- 市内転居等、認定申請内容に変更が生じた場合には、変更申請の手続きが必要となります。また、市外への転出や保育園等に入園した場合には、消滅申請の手続きが必要となります。詳細は常滑市こども保育課へお問合せください。

こども[★]①[★]でも
通園制度